

国道3号(須納瀬交差点)推進実施設計業務委託

特記仕様書

いちき串木野市

第1条 業務名称

国道3号(須納瀬交差点)推進実施設計業務委託

第2条 業務期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

第3条 業務場所

いちき串木野市 恵比須町 地内

第4条 業務目的

本業務は、国道3号線を横断する老朽化した水道管布設替えを実施する事で、市民へ安全な水の供給することを目的とする。老朽管布設替えを計画する場所が交通量の多い国道である事と、開削工法の場合に発生する騒音等を考慮した結果、推進工法による計画とする。

第5条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係する法令・諸法規・条例等を遵守しなければならない。また、準拠する基準等については業務計画時に調査職員の承認を得るものとし、発注者が必要に応じて指示する事項についても遵守しなければならない。

第6条 中立性の保持

受託者は、業務の実施にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持し、その専門的知識及び技術を最大限発揮するよう努めなければならない。

第7条 守秘義務の厳守

受託者は、業務において知り得た情報を、発注者の許可なく第三者へ漏洩したりしてはならない。また個人情報の管理は、いちき串木野市個人情報保護条例に則り、厳格に取り扱わなければならない。

第8条 立ち入り・損害・紛争

受託者は、調査のため他人の土地に立ち入りまたは一時使用する場合は、地元民と十分協調を保ち、言動に注意し、いたずらに摩擦等を起こさないよう心がけ、トラブルにならないよう業務にあたらなければならない。

また、作業の必要上生ずる伐採、踏荒し等の物件の補償は特に指示しない限り、受託者の責任において処理しなければならない。

この規定を守らなかったために生じた補償は、すべて受託者の責任とする。

第9条 実施体制及び配置技術者

(1) 管理技術者

受託者は、管理技術者を配置しなければならない。

管理技術者は、技術士法に基づく技術士(上下水道部門上水道及び工業用水道)の資格を有する者(直近3ヵ月以内雇用者は除く)とし、経歴書を作成して発注者に通知しなければならない。

(2) 照査技術者

受託者は、照査技術者を配置しなければならない。

照査技術者は技術士法に基づく技術士(上下水道部門上水道及び工業用水道)又はRCCM(上水道及び工業用水道)の資格を有する者(直近3ヵ月以内雇用者は除く)とし、経歴書を作成して発注者に通知しなければならない。

管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

(3) 担当技術者

受託者は、担当技術者を定める場合、相当の経験を有する技術者を配置し、経歴書を作成して発注者に通知しなければならない。

第10条 提出書類及び成果品

受託者は、業務の着手時及び完了時において、下記に示す資料を提出しなければならない。

(1) 着手時

- ①業務計画書
- ②工程表
- ③着手届
- ④管理技術者・照査技術者・担当技術者届出書類及び経歴書
- ⑤その他発注者の指定する書類

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②成果物引渡書
- ③請求書

第11条 打合せ協議簿

受託者は、発注者及び関係官庁との協議を実施した場合においては、その都度打合せ協議簿を作成し、速やかに発注者へ提出しなければならない。

第12条 受託者の協力義務

受託者は、調査職員が必要と認めた場合、関係官庁との打合せ協議、ヒアリングなどに立会い、技術説明にあたるものとする。

第13条 官公庁その他への手続き等

業務実施のために必要な官公庁その他への手続き等は、調査職員と協議の上、原則として受託者が行うものとする。また、国道3号の占用許可申請に伴う資料作成も含むものとする。

第14条 業務環境等の改善

業務の実施に当たっては、「環境改善実施要領（業務編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第15条 業務内訳

（1）水道業務

設計協議

小口径推進工法 $L=4.0\text{m}$

- ① 現地調査（試掘調査は含まない）
- ② 設計計画
- ③ 各種計算
- ④ 図面作成
- ⑤ 数量計算
- ⑥ 審査

（2）測量業務

中心線測量・縦断測量・横断測量 $L=0.04\text{km}$

現地測量 $A=0.0012\text{km}^2$

（3）地質業務

機械ボーリング試験、標準貫入試験 及び 現場透水試験

第16条 貸与資料等

貸与資料は次表のとおりである。貸与後は早急に返却することとする。

分類	貸与資料	数量	備考
図面	管路台帳図面	1式	

第17条 疑義

本業務履行中に疑義が生じた場合、又は記載無き事項については、調査職員の指示を受けるかもしくは協議をおこなわなければならない。

第18条 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書にて指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。ただし、業務完了後についても、工事実施の際における質疑等については対応すること。

第19条 創意工夫

本業務において、幅広い見識をもって多面的な創意工夫に積極的に努め、より良い施設設計を心掛けなければならない。

第20条 コスト縮減

本業務は、詳細かつ具体的な調査・検討により、イニシャルコスト及びランニングコスト等のコスト縮減に努めることとする。

第21条 環境対策

本事業に関わる主な環境関連法令等を考慮し、環境への配慮に十分留意する。また、第18条及び第19条における留意事項も含め、環境対策に努めることとする。

第22条 成果物

提出すべき成果物は以下の通りとする。その他、必要となる成果物については調査職員と協議の上決定するものとする。

区分	内容	規格	部数	備考
報告書	実施設計書作成	A4 ファイル	1 部	
設計図面	各種図面	A1	1 部	
電子媒体	実施設計書作成	CD-R 等	1 部	

成果品は発注者の帰属とし、発注者の許諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。また、受託時に貸与された資料は、業務完了時、提出書類とともに、これを返還すること。